

第2次千葉県第二種特定鳥獣管理計画（イノシシ）新旧対照表

資料1－3

新	旧	備考
第2次千葉県第二種特定鳥獣管理計画（イノシシ） <u>（変更 平成29年 月 日）</u>	第2次千葉県第二種特定鳥獣管理計画（イノシシ）	改定日の追加
計画期間 平成29年4月1日から平成34年3月31日 平成29年4月 千葉県 目次～6(3)②ア (略)	計画期間 平成29年4月1日から平成34年3月31日 平成29年4月 千葉県 目次～6(3)②ア (略)	
イ 狩猟 狩猟は、野生鳥獣の捕獲の重要な手段であるため、狩猟によるイノシシの捕獲を推進する。 全捕獲数のうち狩猟による捕獲の割合は1割に満たない程度であり、他都道府県と比較しても捕獲数が少ないとから、一層の狩猟捕獲の増加を図るべく、狩猟免許取得者、特に捕獲割合の高いわな猟免許所持者の確保に努める。また、狩猟期に有害鳥獣を捕獲した成績優秀者を表彰することにより、狩猟者の捕獲意欲を高めるように努める。 狩猟期間中は、県職員や鳥獣保護管理員による巡回を行うことにより、狩猟者に対する安全指導を徹底する。また、地元住民への周知、市町村、警察との連携強化など、事故防止のための対策を行う。 <u>また、狩猟による捕獲を促進するため、法第14条第3項に基づき、輪の直径が15cm以下の足くくりわなによる狩猟を認めることとする。</u>	イ 狩猟 狩猟は、野生鳥獣の捕獲の重要な手段であるため、狩猟によるイノシシの捕獲を推進する。 全捕獲数のうち狩猟による捕獲の割合は1割に満たない程度であり、他都道府県と比較しても捕獲数が少ないとから、一層の狩猟捕獲の増加を図るべく、狩猟免許取得者、特に捕獲割合の高いわな猟免許所持者の確保に努める。また、狩猟期に有害鳥獣を捕獲した成績優秀者を表彰することにより、狩猟者の捕獲意欲を高めるように努める。 狩猟期間中は、県職員や鳥獣保護管理員による巡回を行うことにより、狩猟者に対する安全指導を徹底する。また、地元住民への周知、市町村、警察との連携強化など、事故防止のための対策を行う。 <u>なお、狩猟による捕獲を促進するため、法第14条第3項に基づき、輪の直径が12cmを超えるくくりわなによる狩猟の制限の解除・緩和について検討を行う。</u>	内容の変更
6(3)②ウ～8(2) (略)	6(3)②ウ～8(2) (略)	

